

## 子ども・子育て支援新制度に関する経過措置に係る検討について

- 地域型保育事業（居宅訪問型事業を除く）における連携施設に関する経過措置  
.....p.1
- 家庭的保育事業における食事の提供に関する経過措置  
.....p.6
- 保育の必要性認定における就労時間の下限に関する経過措置  
.....p.8

## 概要

地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）の事業者は、連携施設の確保が著しく困難と市町村が認めるときは、子ども・子育て支援新制度の施行日から10年を経過する日までの間は、連携施設を確保する必要がないこととされている。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第3条、特定教育・保育教育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準附則第5条）

## 背景

## 【子ども・子育て支援新制度の施行前】

子ども・子育て支援新制度の施行前は、家庭的保育事業でのみ連携保育所の支援が前提とされていた。

## 【子ども・子育て支援新制度の施行時】

新制度の施行に伴い、地域型保育事業では保育内容の支援、代替保育の提供と卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めることとしつつ、経過措置として、当面は連携施設の確保・設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合には、第1期市町村子ども・子育て支援事業計画の終期である平成31年度末までの間は、市町村は連携施設の設定を求めないことができることとした。

## 【施行後の経緯】

平成30年度、「代替保育」について、連携先の要件を小規模保育事業等に拡大する規制緩和が行われた。

その後、平成31年度の検討において、連携施設の3要件全てを設定した地域型保育事業の事業所が約半分程度にとどまっている現状を踏まえ、経過措置の期限を5年間延長し、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の終期である令和6年度末までの間は、市町村は連携施設の設定を求めないことができることとされたほか、「卒園後の受け皿の確保」に関して連携施設の範囲を拡大する規制緩和も行われた。

また、「卒園後の受け皿の確保」については令和2年度においても、適用除外要件を拡大する規制緩和が行われた。

## 分権提案

令和6年度の地方分権提案において、連携施設の確保が困難であるという状況を背景として、連携施設の3要件（「保育内容支援」、「代替保育」、「卒園後の受け皿の確保」）のうち、「保育内容支援」について、「代替保育」と同様に地域型保育事業所同士の連携が可能となるよう基準を緩和すべきとの提案がなされた。

令和6年4月1日時点の地域型保育事業における連携施設の設定状況をみると、連携施設の3要件※全てを設定している事業所は、67.8%。

事業	連携状況								合計
	①・②・③の 全て	①・②	①・③	②・③	①のみ	②のみ	③のみ	設定 なし	
家庭的保育事業	156	80	10	1	9	0	2	10	268
	58.2%	29.9%	3.7%	0.4%	3.4%	0.0%	0.7%	3.9%	100.0%
小規模保育事業（A型）	2014	96	272	29	85	21	98	233	2848
	70.7%	3.4%	9.6%	1.0%	3.0%	0.7%	3.4%	8.2%	100.0%
小規模保育事業（B型）	212	13	33	2	15	0	19	47	341
	62.2%	3.8%	9.7%	0.6%	4.4%	0.0%	5.6%	13.5%	100.0%
小規模保育事業（C型）	21	2	1	1	1	1	0	2	29
	72.4%	6.9%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	0.0%	6.9%	100.0%
保育所型事業所内保育事業	86	4	21	1	3	0	18	37	170
	50.6%	2.4%	12.4%	0.6%	1.8%	0.0%	10.6%	21.8%	100.0%
小規模型事業所内保育事業	117	8	28	2	4	0	9	21	189
	65.4%	4.5%	15.6%	1.1%	2.2%	0.0%	5.0%	11.7%	100.0%
上記計	2606	203	365	36	117	22	146	350	3845
	67.8%	5.3%	9.5%	0.9%	3.0%	0.6%	3.8%	9.1%	100.0%

令和6年10月3日時点の集計 単位：事業所 全国の地域型保育事業所を対象に実施有効回答数3845 回収率52.0%  
 (注) 離島等要件等により、連携施設要件が適用除外とされている施設も含めている。

- ※①: 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。  
 ②: 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育)を提供すること。  
 ③: 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の場合、地域枠に限る)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

## I .連携施設の設定状況について

1 .経過措置が終了した場合において、認可基準を満たさなくなる施設は1,163施設※(全体のおよそ30.9%※)。そのうち、3つの要件のうちどの要件においても連携施設を設定していない施設は8.4%※。

※前頁に掲げる数値と異なり、離島等要件等で適用除外とされている施設数を全て除いたうえで算出している。

2 .各要件ごとの未設定率（適用除外されている施設を除く。）を調べると、

①「保育内容支援」を確保できていない……………13.6%

②「代替保育」を確保できていない……………24.8%

③「卒園後の受け皿の確保」を確保できていない……………14.1%

となっており、②「代替保育」についての連携施設確保が進んでいない。

II .連携施設の設定に係る課題について（連携施設を設定できていない理由として得られた回答から主なものを要約して抜粋）

連携施設の設定に係る課題としては、

- ・連携先の施設にとって、連携施設となるメリットがない
  - ・近隣の保育所等と距離が遠く、実際に連携できる施設がない
  - ・近隣の保育所等で受け皿が整備されていない
- などが挙げられている。

### （経過措置の延長について）

- 経過措置が終了した場合において、認可基準を満たさなくなる施設がおよそ30.9%を占めている状況を踏まえ、経過措置に関しては、前回同様、5年間延長することとしてはどうか（第3期市町村子ども・子育て支援事業計画の終期である令和11年度末まで延長）。
- 一方で、新制度施行から10年が経過し、この間、累次の基準緩和を行ってきたにもかかわらず、連携施設の設定が進んでいない状況を踏まえ、更なる基準の見直し（次頁）を行うとともに、地域型保育事業が、認可事業となつてから10年が経過する中で、連携施設を確保できていない事業者も含めて地域における保育の提供を担ってきたことを踏まえつつ、連携施設の実態等を引き続き把握しながら、不断に見直しの検討を行うべきではないか。

### 〔基準緩和①〕「保育内容支援」の基準緩和について

- 「保育内容支援」については、集団保育の機会の提供という趣旨を踏まえ、保育所等を連携施設とする原則は堅持しつつ、市町村長が保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合の特例として、小規模保育事業A型、B型、事業所内保育事業を連携施設として認めることとしてはどうか。
- なお、これらの事業類型においては、①保育士が配置されていること②連携先の施設も含めたこどもの総数が集団保育を体験するために必要な規模であることから、一定程度の「保育内容支援」は提供できるものと考えられる。
- ※ 保育士が必置ではない小規模保育事業所C型、定員の上限が5人となっている家庭的保育事業所は連携施設としての要件を十分に満たしているとはいえないため、連携施設の対象拡大の範囲に含めない。
- ※ 保育内容支援について連携施設を確保できていない519事業所（離島等設定しなくてよい事業所除く。）のうち、134事業所については、小規模保育事業所を連携施設先に加えた場合連携可能であると回答しており、「保育内容支援」に係る当該基準緩和により連携施設の確保促進という一定の効果は得られるものと考えられる。

### 〔基準緩和②〕「代替保育」の基準緩和について

- 今回の調査によると、「代替保育」に係る連携施設を確保できていない事業所は24.8%であり、多くの事業所が対応に苦慮しているものと考えられる。
- また、
  - ・「代替保育」実施時における費用負担の在り方等について取り決めることが一般的であること
  - ・連携施設側における受け入れ体制の確保が必要であること
  - ・「代替保育」を円滑に行えるよう近隣の施設であることが望ましいこと
 等、実際に連携施設を設定することには様々な障壁が存在すると思われる。
- 上記を踏まえると、引き続き「代替保育」については保育の安定的な提供のためには必要であるが、この要件を満たせないことを理由に地域型保育事業を実施できず必要な保育提供体制を確保できないことは適当ではないと考えられるため、市町村長が代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を要さないこととしてはどうか。
- ※ 「卒園後の受け皿の確保」については、令和2年改正において、「市町村長が家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき」は連携施設の確保を要さないこととされているところであり、既に自治体の取組によって連携施設の設定を不要とする基準緩和が行われている。

### 概要

家庭的保育事業における食事の提供については、子ども・子育て支援新制度施行日から10年を経過する日までの間は、自園調理・外部搬入でなくてもよいこととされている。（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第2条）

### 背景

#### 【子ども・子育て支援新制度の施行前】

子ども・子育て支援新制度の施行前は、家庭的保育事業等での食事の提供方法に関し、自園調理を求めていなかった。

#### 【子ども・子育て支援新制度の施行時】

新制度の施行に伴い、食事の提供方法に関しては、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）においても、自園調理を基本とした上で連携施設等からの外部搬入を可能とする方針とされたことに伴い、新制度の施行前時点で自園調理を行っていない事業から移行する場合には、第1期市町村子ども・子育て支援事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置を設けることとされたもの。

#### 【施行後の経緯】

平成31年度の検討において、一部の家庭的保育事業所で自園・外部搬入への移行が進んでいない実情があることを踏まえ、家庭的保育事業に関してのみ経過措置の期限を5年間延長し、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の終期である令和6年度末までの間は、自園調理又は外部搬入でなくてもよいこととされた。

- 自園調理又は外部搬入で食事を提供できていない事業所は、自宅で実施している事業所の4.5%（5年前調査31.7%）、自宅以外で実施している事業所の0.9%（5年前調査29.1%）。

現状

	家庭的保育事業所			
	自宅		自宅以外	
合計	244	100.0% (100.0%)	217	100.0% (100.0%)
自園調理	175	71.7% (63.0%)	187	86.2% (55.2%)
外部搬入	58	23.8% (5.3%)	28	12.9% (15.8%)
未対応	11※1	4.5% (31.7%)	2※2	0.9% (29.1%)

単位：事業所

R6調査について令和6年10月3日時点の集計全国の地域型保育事業所を対象に実施有効回答数461 回収率61.2%

注) 括弧内の数字は5年前(令和元年度)調査の実績

※1 未対応11施設のうち、令和6年度中対応完了見込又は廃止は8施設

※2 未対応2施設のうち、令和6年度中対応完了見込又は廃止は2施設

対応方針  
(案)

- 制度創設から10年が経過し、ほとんどの事業所において、自園調理又は外部搬入による食事提供を行うことができる。
- このため、令和6年度をもって経過措置を終了してはどうか。

### 概要

子どものための教育・保育給付の支給要件のうち、就労時間の要件については、その下限は「48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間」とされているところ、子ども・子育て支援新制度の施行日から10年を経過する日までの間は、経過措置で単に「月を単位に市町村が定める時間」とされている。（子ども・子育て支援法施行規則附則第2条）

### 背景

#### 【子ども・子育て支援新制度の施行前】

子ども・子育て支援新制度の施行前は、保育の必要性が認められるための就労時間の制限は、「昼間労働することを常態としていること」とされており、法令上、時間の制限は設けられていなかった。ただし、入所判定のために、市町村によっては独自に就労時間の制限を設けていたところ。

#### 【子ども・子育て支援新制度の施行時】

新制度の施行に伴い、フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など、基本的にすべての就労形態にある保護者に、保育を提供し、また一時預かり事業や幼稚園との差別化を図るために、就労時間の下限を市町村が48時間から64時間までの範囲内で設定することとされた。

ただし、制度移行時に48時間から64時間までの範囲外で就労時間の下限を設定している市町村も存在したため、この経過措置を設けることとされたもの。

※なお、「48時間から64時間」という時間に関しては、制度移行時に行われた自治体への調査で就労時間の下限として設定されていたケースが多かったもの。

現状

- 就労要件の下限時間について48時間から64時間の間に設定できていない自治体が1.4%となっている。

就労時間の下限	自治体数
48時間から64時間まで	1377(98.6%)
64時間超	6 <sup>※1</sup> (0.4%)
48時間未満	14 <sup>※2</sup> (1.0%)

令和6年10月3日時点の集計

単位：自治体

全国の自治体を対象に実施有効回答数1397 回収率82.5%

※1 64時間超6自治体のうち、令和6年度中対応完了見込は6自治体

※2 48時間未満14自治体のうち、令和6年度中対応完了見込は11自治体

対応方針  
(案)

- 制度創設から10年が経過し、多くの自治体において就労時間の要件を48時間から64時間の間で設定できており、64時間超や48時間未満に設定している自治体は極めて少ない。
- 64時間超に設定している自治体においては、就労時間の下限が高く設定されていることで保育を受けることができない子どもが一定数存在しているものと考えられることから、このまま経過措置を終了することが望ましい。  
64時間超に設定している自治体は「今年度中に対応可能」と答えていることから、経過措置のうち「64時間」については、令和6年度をもって終了してはどうか。
- 48時間未満に設定している自治体においては、経過措置が終了すると、これらの自治体で保育を受けられなくなる子どもが生じることとなる。このため、経過措置のうち「48時間」については、対象は現在48時間未満に設定している自治体に限ったうえで、第3期市町村子ども・子育て支援事業計画の終期である令和11年度末まで5年間延長することとしてはどうか。  
なお、これらの自治体が5年後の経過措置終了に向けて必要な子ども・子育て支援の整備を進められるよう取り組んでいく。